

立川市プレミアム付商品券発行事業

たちかわプレミアム付商品券「くるりん商品券」
発行に伴う取扱店の募集について

最大約 12 億 5 千万円分を発行

立川市では、国の消費税率引き上げに伴う影響緩和対策の一環として、立川市商店街(振)連合会等と連携して、プレミアム付商品券を令和元年 10 月に発行します。

より多くの事業所が取扱店登録されますようお願いいたします。

※このご案内は、立川市商店街(振)連合会に所属する市内商店街(会)の会員事業所には直接発送させていただいております(5月中旬)

商品券の概要

- ◆250,000 冊(12 億 5 千万円分)作成予定
- ◆1 冊あたりの構成
額面総額 5,000 円(500 円券×10 枚)(うちプレミアム分 1,000 円)
- ◆購入者には@4,000 円/冊で販売
購入者は国の基準<2019 年度住民税非課税者(課税基準日 2019.1.1)及び 3 歳半までの子(2019 年 9 月時点)が属する世帯主>に基づく。

販売開始および使用期限

- ◆販売開始 令和元年 10 月 1 日(火)
- ◆使用期限 令和元年 10 月 1 日(火)～令和 2 年 3 月 31 日(火)までの 6 か月間

取扱店参加資格

○市内に店舗、事業所を有する事業者(市内の店舗等に限る)

《取扱店業種例》

- ◆小売業(食料品、衣料品、日用品雑貨、本、家電、自動車、自転車など)
- ◆飲食業(飲食店、喫茶店、居酒屋など)
- ◆サービス業(理・美容、クリーニング、エステなど)
- ◆その他(リフォーム、造園、建具、内装工事、防水工事、電気工事など)

《注意事項》

- ・一部業種ではご利用になれません。
- ・多摩信用金庫の口座が必要です。(券の換金は市内のたましん本支店で対応。)
※多摩信用金庫の口座以外への入金については、所定の振込手数料が必要となります。
- ・商品券の取り扱いについて、従業員の方々にも周知徹底できる事業所であること。

商品券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体への支払(税金、電気・水道料金等の公共料金)
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- (6) 取扱店自らの事業上の取引(仕入れ商品等の購入)
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業への支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

商品券取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。

- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でもつり銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、立川市はその責を負いません。

取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確となるよう、取扱店舗用ポスターやステッカーを利用者がわかりやすい場所に掲示して頂きます。
- (2) 商品券は、受け取る前に問題ないかを確認して下さい。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判断できる場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに立川市産業文化スポーツ部産業観光課（042-528-4317）までご報告頂きます。
- (3) 商品券を受け取ったときは、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受取を拒否して頂きます。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能となります。
- (5) 取扱店自らの事実上の取引（商品の仕入れ等）に使用できません。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難等による損失は取扱店の責務とします。

申込方法

- 同封の「取扱店登録申請書」を 042-527-8288 へ F A X、〒190-0012 立川市曙町 2-38-5-12 階 立川市商店街連合会事務局「くるりん商品券係」宛て郵送または直接提出
- 複数の店舗がある場合でも、個別の店舗ごとに申請
- ※「取扱店登録申請書」は立川商連ホームページからもダウンロードできます。

換金

- 換金手数料…無料
- 換金方法……市内の「たましん本支店」にて **口座入金** ※入金には 3~4 営業日かかります。
- 換金期間……令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 4 月 30 日（木）まで（使用期限終了後 1 ヶ月）
換金依頼書を 10~15 枚程度お渡しする予定です。
目安：月 1~2 回 ※換金終了は有効期間から 1 か月

取扱店登録料

- 無料

申込期間

- **令和元年 9 月 6 日（金）まで（厳守）**

- 取扱店登録申請書を提出頂いた後、
審査を経て、取扱店として承認し通知（取扱店配布物を発送）します。

※令和元年 6 月 14 日（金）までに申請頂いた場合は商品券取扱店一覧第 1 弾（6 月 30 日発行予定／事前告知用）に掲載されます。

- 商品券取扱店一覧第 2 弾は 9 月 30 日発行予定（購入窓口等で配布）。

その他

- つ り 銭 商品券裏面につり銭は出ない旨記載
- 取扱店配布物 取扱店表示物（ポスター、ステッカー等）、換金依頼書
取扱マニュアルなどを予定

<問い合わせ先>

- 立川市商店街連合会事務局 〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル12F
TEL：042-527-2788 FAX：042-527-8288 info@tachikawa-shoren.com
- 立川市役所 産業文化スポーツ部 産業観光課商工振興係 〒190-0015 立川市泉町 1 1 5 6-9
TEL：042-528-4317